

平成 2 7 年 3 月 2 7 日

平成 2 7 年 第 3 回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

平成 2 7 年 第 3 回 東 大 和 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

1. 日 時 平成27年 3 月27日（金曜日）午後 2 時00分～午後 3 時42分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第 6 ・ 7 会議室

3. 出席委員 1 番 鈴 木 敏 彦（委員長）

2 番 武 石 修一郎

3 番 岩 田 圭 子

4 番 藤 宮 志津子

5 番 真 如 昌 美（教育長）

4. 欠席委員 な し

5. 説明職員

学校教育部長 阿 部 晴 彦

社会教育部長 小 俣 学

学 校 教 育 部

参 事 兼 石 井 卓 之

学校教育課長 岩 本 尚 史

指 導 室 長

給 食 課 長 梶 川 義 夫

社会教育課長 村 上 敏 彰

中央公民館長 福 島 啓 二

中央図書館長 関 田 実千代

6. 書 記

庶 務 係 長 福 罵 まゆ美

主 事 中 野 庸 平

○議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 教育長諸務報告
- 第 3 第 1 号選挙 東大和市教育委員会委員長の選挙について
- 第 4 第 2 号選挙 東大和市教育委員会委員長第 1 職務代理者及び第 2 職務代理者の指定について
- 第 5 議席の指定について
- 第 6 第 2 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 7 第 3 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 8 第 4 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 9 第 5 号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について
- 第 10 第 6 号議案 東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則
- 第 11 第 7 号議案 東大和市立学校学校医の委嘱について
- 第 12 第 8 号議案 東大和市立学校学校薬剤師の解嘱について
- 第 13 第 9 号議案 東大和市立学校学校薬剤師の委嘱について
- 第 14 第 10 号議案 東大和市立第三中学校の通級指導学級の設置について
- 第 15 第 11 号議案 教育財産の取得の申出について
- 第 16 第 12 号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について
- 第 17 第 13 号議案 東大和市教育委員会都費負担臨時職員の雇用等に関する要綱
- 第 18 第 14 号議案 東大和市教育センター設置規則の一部を改正する規則
- 第 19 第 15 号議案 立川市及び東大和市の図書館の相互利用に関する協定について
- 第 20 その他報告事項 (1) 東大和市立学校の通級指導学級及び特別支援学級の通学区域等に関する基準の変更について
(2) 平成 27 年度東大和市立小・中学校入学式告辞(案)について
(3) 平成 26 年度東京都児童・生徒の体力検査の結果について

◎開会の辞

○鈴木委員長 ただいまから平成27年第3回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○鈴木委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、武石委員にお願いします。

◎日程第2 教育長諸務報告

○鈴木委員長 日程第2、教育長諸務報告を行います。
教育長。

○真如教育長 平成27年2月20日から3月25日までの諸務報告を申し上げます。

2月20日、金曜日、定例校長会に出席をいたしました。

2月22日、日曜日、中央図書館の40周年記念講演会に参加をいたしました。

2月24日、火曜日から3月18日、水曜日まで、平成27年第1回市議会定例会に出席をいたしました。

2月28日、土曜日、東大和市文化協会の祭典を視察して、その後東大和市卓球連盟40周年記念式典に出席いたしまして、それから、東大和市民大学修了式に出席をいたしました。

3月1日、日曜日、東大和市ジュニアウインドアンサンブルを鑑賞いたしました。これは小学校の子どもたちが集まってつくった吹奏楽部と言いますか、ウインドアンサンブルです。それから、東大和市民合唱団「第九を歌う会」第15回演奏会を鑑賞いたしました。

3月8日、日曜日、東大和防災フェスタ2015の開会式に出席をいたしました。
それから、第7回東大和少年少女合唱団定期演奏会を鑑賞いたしました。

3月15日、日曜日、第34回東大和歩こう会の開会式に出席をいたしました。

3月16日、月曜日、定例校長会に出席いたしました。

3月17日、火曜日、東大和市青少年問題協議会に出席をいたしました。青少年問題協議会では、東大和警察のほうから、今年度も東大和市の子どもたちのさま

ざまな問題行動についてですけれども、非常に少なくなっているということが報告されました。

3月20日、金曜日、第二中学校の卒業式に出席いたしました。

3月21日、土曜日、第25回多摩湖駅伝大会開会式及び表彰式に出席いたしました。

3月24日、火曜日、読売新聞防犯ホイスルの贈呈式に出席いたしました。続いて、青梅信用金庫の寄付品贈呈式に出席いたしました。1年生にホイスル、それから青梅信用金庫さんからは TENT をいただくことになっております。

3月25日、水曜日、第九小学校の卒業式に出席をいたしました。今年の卒業式につきましては、委員の皆さんからお話がありましたけれども、非常に落ちついた中でいい卒業式が行われたという話を聞いておりますので、東大和市も随分落ちついてきたなと感じているところであります。

以上です。

○鈴木委員長 教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 教育長諸務報告を終わります。

◎日程第3 第1号選挙 東大和市教育委員会委員長の選挙について

○鈴木委員長 日程第3、第1号選挙 東大和市教育委員会委員長の選挙について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第1号選挙 東大和市教育委員会委員長の選挙についてにつきまして、ご説明申し上げます。

委員長の選挙につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条の規定により、教育委員会委員長の任期は1年と定められており、鈴木敏彦委員長の委員長任期が、平成27年3月27日までとなっておりますので、委員長の選

挙をお願いするものであります。

また、法律第12条で、教育長を除く委員の中から委員長を選挙することとなっており、東大和市教育委員会会議規則第6条の規定では、委員長の選挙は互選によるものとされております。互選につきましては、選挙、指名推選等の方法がありますが、委員長からお諮り願いたいと思います。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

委員長の選挙につきましては、東大和市教育委員会会議規則第6条の規定により、互選によることとされています。

選出方法につきまして、ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

武石委員。

○武石委員 指名推選の方法をとることを提案します。

○鈴木委員長 ただいま指名推選とのご発言がありましたが、指名推選とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、委員長の選挙の方法は指名推選によることとします。

どなたか指名推選はあるでしょうか。

武石委員。

○武石委員 鈴木委員を推薦いたします。

○鈴木委員長 岩田委員。

○岩田委員 私も、鈴木委員を推薦いたします。

○鈴木委員長 ただいま武石委員、岩田委員からは、私、鈴木を推薦したいというご発言がありました。

鈴木を委員長とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第1号選挙 東大和市教育委員会委員長の選挙について、鈴木を委員長とすることに決定いたします。

ここで、一言ご挨拶をさせていただきます。

再び委員長に推薦をされまして、もう1年間、お受けしたいと思います。少し長過ぎますので躊躇するところもありますが、皆さんのお世話をいただきながら

無事に務め上げたいと思います。

よろしくお願いいたします。

**◎日程第 4 第 2 号選挙 東大和市教育委員会委員長第 1 職務代理者
及び第 2 職務代理者の指定について**

○鈴木委員長 日程第 4、第 2 号選挙 東大和市教育委員会委員長第 1 職務代理者
及び第 2 職務代理者の指定について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第 2 号選挙 東大和市教育委員会委員長
第 1 職務代理者及び第 2 職務代理者の指定についてにつきまして、ご説明申し上げ
ます。

この案件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 12 条第
4 項の規定に基づき、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、
あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行うこととなっております。

当市では、東大和市教育委員会会議規則第 7 条の規定によりまして、委員長第
1 職務代理者及び第 2 職務代理者の 2 名を互選により指定することになっており
ます。その方法につきましては、選挙、指名推選等がありますが、委員長からお
諮り願いたいと思います。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

職務代理者は、東大和市教育委員会会議規則第 7 条の規定によると、第 1、第
2 の 2 人を互選により指定することになっております。互選の方法には、選挙、
指名推選の方法等がありますが、指名推選とさせていただきたいと思いますが、
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、指名推選とさせていただき、私から指名をさせ
ていただきます。

第 1 職務代理者に武石修一郎委員を、第 2 職務代理者に岩田圭子委員を指名し

たいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第2号選挙 東大和市教育委員会委員長第1職務代理者及び第2職務代理者の指定について、第1職務代理者に武石修一郎委員を、第2職務代理者に岩田圭子委員を指定します。

それでは、ここでお二人にご挨拶をいただきたいと思います。

武石委員、お願いします。

○武石委員 引き続き、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 岩田委員、よろしくお願いいたします。

○岩田委員 ただいま第2職務代理者の指定を受けました岩田です。重責ではありますが、鈴木委員長のもと力を合わせてやっていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 よろしくをお願いします。

◎日程第5 議席の指定について

○鈴木委員長 それでは、日程第5、議席の指定を行います。

東大和市教育委員会会議規則第5条の規定により、委員の議席は委員長が会議に諮って定めることになっております。

議席につきましては、ただいまのご着席の議席としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、議席につきましては、ただいまご着席の議席に指定します。

◎日程第6 第2号報告 事務の臨時代理の承認について

○鈴木委員長 日程第6、第2号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第2号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、平成26年度東大和市一般会計補正予算（第6号）であります。

一般会計補正予算（第6号）は、第1回市議会定例会に第24号議案として提出され、2月24日に原案どおり可決されておりますが、前回の教育委員会定例会が開かれた時点では、まだ市長との最終の予算調整が終了しておりませんでした。その結果、市議会に提出する前に教育委員会定例会に付すことができず、平成26年2月23日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、今回の教育委員会定例会にご報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

内容につきましては、学校教育関係は学校教育部長から、社会教育関係は社会教育部長からご説明申し上げます。

以上でございます。

○鈴木委員長 学校教育部長。

○阿部学校教育部長 それでは、平成26年度東大和市一般会計補正予算（第6号）のうち、学校教育に関する概要につきましてご説明申し上げます。

資料の1ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、14款都支出金、2項都補助金、8目教育費都補助金は802万8,000円の増額であります。2節小学校費補助金は295万2,000円の増額であります。3節中学校費補助金は507万6,000円の増額であります。

2ページの説明欄をご覧ください。

公立学校施設非構造部材耐震化支援事業補助金の増額であります。第四・第九小学校並びに第二・第四・第五中学校の校舎外壁改修工事にかかわる都補助金の算定の対象経費となります国庫補助対象事業費の確定に伴い、増額となるものであります。

3ページをお開きください。

続きまして、歳出でございますが、10款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費は270万円の増額であります。

4ページをご覧ください。

事業番号13、教科書・指導書・副読本等購入事業費、18節備品購入費も同額であります。児童の理解をより深めるため、平成27年度の教科書改訂に合わせて、小学3年生から6年生までの理科のデジタル教科書を購入するものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 それでは、続きまして社会教育部の説明をさせていただきます。

歳入はございませんので、歳出の説明をさせていただきます。

3 ページをお開きいただきたいと思います。

10款教育費、4 項社会教育費は141万8,000円の減額であります。その下、2 目公民館費でございますが、4 ページの説明欄、事業番号4、蔵敷公民館事業費は82万円の増額であります。内容は2 件ございますが、いずれも施設の改修に伴うものでありまして、今年度、実施いたしました自家用電気工作物保安点検及び消防設備保守点検で指摘を受けたことによるものであります。まず1 つ目は、11節需用費、施設修繕料9 万6,000円であります。内容につきましては、非常放送設備の予備電池の耐用年数が経過しており、火災等の停電時に非常放送ができない可能性があるということから、修繕をするものであります。また、2 つ目は、15 節工事請負費、電気設備機器改修工事費72万4,000円の増額であります。内容につきましては、蔵敷公民館の受電設備内の高圧真空遮断器の耐用年数が既に経過しておりまして、万が一、この遮断器が壊れてしまうと電気の供給が受けられなくなるとということから、改修をするものであります。

次に、6 ページをお開きいただきたいと思います。

3 目図書館費、事業番号3、桜が丘図書館事業費、7 節賃金は12万4,000円の増額であります。こちらにつきましては、賃金の単価の改定分と正職員の病欠期間に雇用をいたしました臨時職員に支払うため、費用を計上するものであります。

その下、4 目郷土博物館費、事業番号1、郷土博物館管理費は4 万8,000円の増額であります。内容でございますが、郷土博物館の主に美術部門を担当しております嘱託員の報酬が不足する見込みから、増額をするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第 6、第 2 号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第 2 号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決します。

◎日程第 7 第 3 号報告 事務の臨時代理の承認について

○鈴木委員長 日程第 7、第 3 号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

（書記朗読）

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。
教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第 3 号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、平成26年度東大和市一般会計補正予算（第 7 号）であります。

一般会計補正予算（第 7 号）は、第 1 回市議会定例会に第35号議案、追加議案として提出され、3 月18日に原案どおり可決されております。市議会に提出する前に教育委員会定例会に付することができず、平成27年 3 月12日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、今回、教育委員会定例会にご報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

内容につきましては、学校教育関係は学校教育部長から、社会教育関係は社会教育部長からご説明申し上げます。

以上でございます。

○鈴木委員長 学校教育部長。

○阿部学校教育部長 それでは、平成26年度東大和市一般会計補正予算（第 7 号）のうち、学校教育に関する概要につきましてご説明申し上げます。

資料の 1 ページをお開きください。

歳出でございますが、10款教育費、1 項教育総務費、3 目教育指導費は2,418 万8,000円の増額であります。

2 ページをご覧ください。

事業番号18、教育力向上推進事業費も同額であります。1節報酬は2,345万円の増額で、9節旅費は73万8,000円の増額であります。全小中学校に、教科を指定して学習内容が難しくなる小学校4年生、並びに進学により学習に戸惑いが起こるおそれのある中学校1年生を主な対象として、担任と協力し、同じ教室で授業を行う協力指導員、ティームティーチャーを配置するものであります。なお、平成26年度内での実施は困難なため、議会の議決を経て、平成27年度に予算を繰り越して事業を実施してまいります。また、財源は1ページの財源の内訳にございますように、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用するものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 それでは、社会教育部の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費は702万円の増額であります。

2ページをご覧ください。

事業番号15、文化財等観光情報発信事業費、13節、文化財等案内板設置委託料も同額であります。内容であります。財源内訳にありますとおり、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域創生先行型）560万円を活用し、実施するものであります。具体的には、市内の文化財、旧日立航空機株式会社変電所など、25箇所の案内看板を2020年のオリンピック開催に向け、外国人の訪問に配慮し、多言語表示で設置をするものであります。なお、実施に当たりましては、学校教育部の説明と同様でありまして、全額を繰越明許費として設定し、平成27年度の中で作成並びに設置をいたします。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

ちょっと私から1点、学校教育部の関係ですけれども、協力指導員の報酬ですけれども、これは、他市との単価は差があるのでしょうか。

指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 協力指導員、ティームティーチャーの時間単価、2,000円ということで、他市の状況を勘案しながら決めております。

○鈴木委員長 はい、わかりました。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第7、第3号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第3号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決めます。

◎日程第8 第4号報告 事務の臨時代理の承認について

○鈴木委員長 日程第8、第4号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第4号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、平成27年度東大和市一般会計予算であります。

平成27年度一般会計予算は、第1回市議会定例会に第1号議案として提出され、3月18日に原案どおり可決されておりますが、前回の教育委員会定例会が開かれた時点では、まだ市長との最終の予算調整が終了しておりませんでした。その結果、市議会に提出する前に教育委員会定例会に付することができず、平成27年2月23日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、今回、教育委員会定例会にご報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

概要としましては、平成27年度一般会計歳入歳出合計ともに304億9,100万円で、前年度と比較しまして21億2,500万円の増であります。教育費は40億5,759万円で、前年度と比較いたしまして11億3,996万4,000円の増であります。

詳細につきましては、学校教育部関係は学校教育部長から、社会教育関係は社会教育部長からご説明申し上げます。

以上でございます。

○鈴木委員長 学校教育部長。

○阿部学校教育部長 それでは、学校教育部に関係いたします平成27年度当初予算につきまして、新規事業、レベルアップ事業及び主な事業を中心にご説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

お手元の平成27年度東大和市一般会計予算書及び説明書（教育費歳入抜粋）の1ページをお開きいただきたいと存じます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、7目教育費国庫補助金は2億7,029万6,000円で、前年度比1億8,147万5,000円の増額であります。学校施設環境改善交付金は、第一・第二・第六・第十小学校、並びに第一・第三中学校における校舎の外壁改修工事、新学校給食センターの建設工事に対するものであります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

14款都支出金、2項都補助金、8目教育費都補助金は1億1,695万9,000円で、前年度比2,735万8,000円の増額であります。公立学校施設非構造部材耐震化支援事業補助金は、小中学校における校舎の外壁改修工事に対するものであります。

以下、歳入につきましては、ほぼ前年度と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

次に、歳出でございます。

お手元の教育費抜粋の予算書、338ページをお開きいただきたいと存じます。

10款教育費は40億5,759万円で、前年度比11億3,996万4,000円の増、39.1%の増であります。一般会計に対する教育費の構成比は13.3%で、前年度と比べ3ポイントの伸びであります。

それでは、右側の説明欄によりご説明申し上げます。

341ページをご覧いただきたいと存じます。

1項教育総務費、2目事務局費、事業番号3、校務ネットワーク管理・運営事業費では、343ページの14節使用料及び賃借料において、校務用パソコン等の更新とネットワークシステムを整備する経費を新規計上しております。学校現場における事務処理の効率化と情報セキュリティの強化を図ります。

347ページをお開きいただきたいと存じます。

3 目教育指導費、事業番号 6、通学路等学校安全対策事業費では、18 節備品購入費において通学路防犯カメラ購入費を計上しております。児童の安全を確保するため、小学校 5 校の通学路に防犯カメラを 8 校 5 台、設置いたします。

349ページをお開きいただきたいと存じます。

事業番号11、教育指導管理事務費では、1 節報酬において、協力指導員、ティームティーチャーの配置に係る経費を計上しております。教員免許取得者を配置し、取組が必要な教科等に関して、担任と協力して児童・生徒の学力向上を図ってまいります。7 節賃金におきましては、学習支援員を配置する経費を計上しております。小学校全校に学習支援員を配置し、担任による授業の補助を行うなど、学習環境を整え、児童の学力向上を図ります。8 節報償費において、放課後等補習教室指導員謝礼を計上しております。中学校全校に補習教室、やまとつくんとつくん塾を開設し、放課後や休業期間において、指導員による必要な補習を行い、生徒の学力向上を図ります。

355ページをお開きいただきたいと存じます。

事業番号16、教育センター運営費では、1 節報酬において、スクールソーシャルワーカーの配置に係る経費を計上しております。生活指導上の課題に対応するため、教育や社会福祉等の知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱える生徒等を支援し、生活や学習環境の改善を図ります。

363ページをお開きいただきたいと存じます。

2 項小学校費、1 目学校管理費、事業番号 2、小学校環境整備事業費は 2 億 3,581 万 5,000 円であります。13 節委託料において、小学校校舎非構造部材調査委託料を計上しております。学校校舎における非構造部材の耐震化を図るため、小学校 8 校分の調査を行います。15 節工事請負費では、第一・第二・第六・第十小学校の校舎外壁改修工事費を計上しております。校舎の外壁調査に基づき、今後、残る 4 校におきましても改修工事を計画的に行い、施設の環境改善と安全性の確保を図ってまいります。マンホールトイレ設置工事費は、小学校 5 校分を計上しております。中学校に続き、災害発生時の避難所生活におけるし尿対策としてマンホールトイレを設置し、災害時の環境衛生面の保全と避難所生活者等の増加に備えてまいります。

373ページをお開きいただきたいと存じます。

3 項中学校費、1 目学校管理費、事業番号 2、中学校環境整備事業費は 1 億 5,523 万 3,000 円であります。13 節委託料では、第二中学校の尿石除去清掃委託料を計上しております。15 節工事請負費では、第一・第三中学校の校舎外壁改修工事費を計上しております。これにより、中学校全校が終了いたします。第三中学校の体育館の床改修工事費も計上しております。第四中学校のトイレ床改修工事費も計上しております。

377 ページをお開きいただきたいと存じます。

3 目特別支援学級費、事業番号 2、通級指導学級事業費では、平成 28 年度に開設する第三中学校の通級指導学級設置工事費を計上しております。

恐れ入りますが、416 ページをお開きいただきたいと存じます。

5 項保健体育費、3 目学校給食費は 15 億 210 万 1,000 円であります。

421 ページをお開きいただきたいと存じます。

5 項保健体育費、3 目学校給食費、事業番号 3、学校給食施設建設事業費は 11 億 6,168 万 1,000 円であります。平成 26 年度に行った実施設計を踏まえ、平成 27 年度と 28 年度の 2 箇年で建設工事を行ってまいります。13 節委託料は、学校給食センター新築工事監理委託料であります。15 節工事請負費では、学校給食センター新築工事費 11 億 4,422 万円を計上しております。なお、工事は 2 箇年にわたるため、平成 28 年度分の工事費として 19 億 1,011 万 9,000 円の債務負担行為を別途設定しております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 それでは、引き続きまして社会教育部の平成 27 年度当初予算、主なものについてご説明をさせていただきます。

まず、歳入であります。

教育費歳入抜粋、2 ページをご覧くださいと思います。

12 款使用料及び手数料、1 項使用料、7 目教育使用料であります。3 節社会教育使用料は 234 万円であります。内容といたしましては、郷土博物館の観覧料 187 万 3,000 円と公民館全 5 館の使用料 39 万 2,000 円の計上であります。博物館観覧料につきましては、過去 3 年間の実績をもとに積算しておりますが、昨年、3 月 15 日にプラネタリウムをリニューアルいたしましたことで実績が伸びたことから、前年度比 10% の増となっております。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと思います。

2項財産売払収入、2目物品売払収入、1節物品売払収入の社会教育課、市刊行物売払収入の18万2,000円は、社会教育課等で販売をしております東大和市市史等の収入でございまして、ほぼ昨年と同額となっております。

その他の内容につきましても、ほぼ前年度と同様になっておりますので、説明は省略させていただきたいと存じます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきたいと思います。

恐れ入りますが、歳出の教育費抜粋、予算書378ページをお開きいただきたいと思います。

下の項になりますけれども、10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費は3億9,116万5,000円で、昨年度と比べ1,637万1,000円の増額で、率にして4.4%の増となっております。

恐れ入りますが、383ページをお開きいただきたいと思います。

事業番号5、社会教育関係団体育成事業費420万1,000円は、昨年に比べ221万5,000円の減額で、率にして34.5%の減となっております。減額の主な理由でございしますが、市民文化祭に係る負担金を事業番号6、市民文化祭事業費、こちらは新設の事業費でございしますが、そちらに移行したことによるものであります。

続きまして、事業番号6、市民文化祭事業費253万3,000円は、新しく設けました事業費でございします。繰り返しになりますけれども、前年度まで市民文化祭に係る経費を事業番号5の社会教育関係団体の育成事業費の中で、負担金として予算組みをして市民文化祭の実行委員会に対し、負担金という形で支出をしておりました。文化祭実行委員会の中では、会計及び会計監査の役職を置き、適切な会計支出をしてきましたけれども、44回と回を重ねるうちに、参加団体も安定をし、支出についても年度ごとに費目の増減がないことから、より会計の透明性を高めるために別建ての事業とし、予算化をしたものであります。

恐れ入りますが、385ページをお開きいただきたいと思います。

事業番号7、文化財保護・保存事業費1,303万7,000円は、昨年に比べ108万円の増額で、率にして9.0%の増となっております。主な内容といたしましては、19節負担金補助及び交付金の一番下でございしますが、指定文化財防犯・防災設備整備費補助金130万円の新規の計上であります。これは東京都の指定文化財であります豊鹿島神社が、平成27年度、東京都の補助を受け、スプリンクラー、避雷

針、防犯カメラを整備することに伴い、市といたしましても市の指定文化財であります木製の狛犬や獅子頭を所有する同神社に対して補助金を交付するものであります。

事業番号 8、文化施設管理費 255 万 8,000 円は、25 万 8,000 円の増額でありまして、率にして 11.2% の増であります。増の理由といたしましては、8 節報償費、387 ページになりますけれども、美術作品調査員報償 42 万円の計上でありまして、こちらは吉岡画伯のアトリエにございます工芸品や保持フィルムなどを調査するために計上した経費でございます。

事業番号 9、生涯学習推進計画審議会費 79 万 9,000 円は、新規事業であります。現在進行中の第二次生涯学習推進計画が、平成 28 年度をもって満了となりますことから、第三次の計画の策定のため審議会委員の報酬等、必要な経費を計上したものでございます。

次に、公民館予算の説明でございます。390 ページをお開きいただきたいと思います。

2 目公民館費は 7,074 万 3,000 円で、昨年に比べ 1 億 8,633 万 9,000 円の減額で、率にして 72.5% の減となっております。

391 ページになりますが、事業番号 1、中央公民館事業費 3,619 万 8,000 円は、昨年に比べ 1 億 8,730 万 7,000 円の減で、率にして 83.8% の減となっております。減の主な理由といたしましては、本年 2 月末をもちまして終了となりました中央公民館耐震補強工事費 1 億 8,288 万 4,000 円、並びに耐震補強工事監理委託料 913 万 1,000 円が皆減となったことによるものであります。

また、新規事業といたしまして、390 ページの特定財源欄の上から 5 つ目、東京都市長会の多摩・島しょわがまち活性化事業助成金 300 万円を活用し、ここがふるさと・東大和の魅力発見・発信し隊という事業を行います。この事業では、産業振興課と連携をいたしまして、東大和市の魅力を再発見するとともに、市の内外にその成果を発信する市民やグループを育成してまいります。また、この事業は、平成 27 年度から 29 年度までの 3 箇年、継続して行う予定でございまして、毎年 300 万円、補助の交付を見込んでいるところであります。1 年目といたしまして、平成 27 年度には先進事例や経験豊富な講師を招いてワークショップを行うとともに、アプリの開発など、情報発信の方法について検討を進めます。ちなみに、2 年目以降の記載はございませんけれども、平成 28 年度には、予定でござい

ますが、情報発信する手法や仕組みづくりを行い、最後の平成29年度にはイベントの開催やアンテナショップなどの運営を検討してまいります。

恐れ入ります、395ページをお開きいただきたいと思います。

事業番号3、狭山公民館事業費1,637万円は、昨年に比べ74万8,000円の増で、率にして4.8%の増であります。主な理由といたしましては、1枚おめくりいただきまして、397ページ、13節委託料で外壁調査委託料56万円を新規で計上したこととあります。

続きまして、図書館予算の説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、402ページをお開きいただきたいと思います。

3目図書館費は1億1,982万5,000円で、昨年に比べ420万6,000円の増額で、率にして3.6%の増となっております。

403ページをご覧くださいと思います。

事業番号1、中央図書館管理費7,648万9,000円は、昨年に比べ361万6,000円の増額で、率にして5.0%の増となっております。図書館における新規事業といたしましては、市民からの要望を受けまして立川市との相互利用を始めます。相互利用につきましては、平成15年に東村山市と、それから平成24年に武蔵村山市と協定を組んで相互利用を進めてきております。今回、立川市と協定を結ぶことで、3市目となります。相互利用の開始につきましては、この後、市民へのPR、そして事務的な準備を行いまして、7月1日から相互利用を始めたいと思っております。

続きまして、博物館予算の説明をさせていただきます。

408ページをお開きいただきたいと思います。

4目郷土博物館費4,083万2,000円は、昨年に比べ266万2,000円の増額で、率にして7.0%の増となっております。

409ページをご覧くださいと思います。

事業番号1、郷土博物館管理費3,227万4,000円は、昨年に比べ199万4,000円の増額で、率にして6.6%の増となっております。こちらにつきましては、平成26年度に職員課予算で従事をしておりました臨時職員1人分の費用167万3,000円を博物館予算で計上することにしたことが、主な理由であります。

恐れ入りますが、413ページをお開きいただきたいと思います。

事業番号2、郷土博物館事業費855万8,000円は、昨年に比べ66万8,000円の増

額で、率にして8.5%の増となっております。増の理由といたしましては、11節需用費、⑥、施設修繕料におきまして、プラネタリウムの座席を修繕する経費47万円を計上したことによるものであります。

次に、体育関係の説明であります。

412ページをご覧いただきたいと思います。

5 項保健体育費、1 目保健体育総務費3,810万3,000円は、昨年に比べ981万9,000円の減額で、率にして20.5%の減となっております。

413ページをご覧いただきたいと思います。

事業番号2、スポーツ推進委員活動費358万9,000円は、昨年に比べ23万円の減額で、率にして6.0%の減となっております。これは平成26年度にスポーツ推進委員の任期換えということで、被服の貸与をいたしましたが、平成27年度につきましては、その貸与に係る経費がかかりませんので、皆減になったことが主な理由であります。

恐れ入りますが、415ページをお開きいただきたいと思います。

事業番号3、スポーツ振興事業費1,130万4,000円は、昨年に比べ134万8,000円の減額で、率にして10.7%の減となっております。主な理由でありますけれども、平成24年度から3箇年、行ってまいりましたボウリング教室の実施に伴う委託料210万円が皆減になったことが主な理由でございます。また、11節の需用費の修繕料において、多摩湖周辺のランニング環境を整備するため、多摩湖ランニングコースの路面に距離標示を施す経費13万7,000円を計上しております。また、ロードレース大会の準備の際、記録業務を委託により行っておりますが、放送機器の準備においても、あわせて業者に行ってもらうこととし、その経費49万5,000円を委託料に計上したところでございます。

そのページの左側の414ページでございますが、2 目体育施設費は1 億2,901万8,000円で、昨年に比べ872万3,000円の増額でありまして、率にして7.3%の増となっております。

415ページでございますが、右側のページでございます。

事業番号1、体育施設運営費1 億2,901万8,000円は、昨年に比べ872万3,000円の増額で、率にして7.3%の増となっております。主な理由でございますが、417ページをご覧いただきたいと思います。

15節工事請負費におきまして、桜が丘市民広場の敷地内に防災用のマンホール

トイレを設置する工事費554万7,000円を、また市民体育館の中央監視盤装置が老朽化したための更新工事費617万8,000円を計上したことによるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

では、私のほうから、新規事業とレベルアップ事業を中心にして説明を伺って、非常にたくさんところでレベルアップする内容になっているということ、その点で事務局の方々の努力を評価したいと思います。

それで、学校教育関係で、ちょっと細かいことですが、お尋ねがあります。

この冊子の349ページ、真ん中から下のほうですが、協力指導員と学習支援員というのは、内容的にどう違うのかということと、354ページ、スクールソーシャルワーカーには、どういう方を充てていくおつもりなのか、その点をお尋ねします。指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 協力指導員、ティームティーチャーにつきましては、教員免許を有する者を小学校4年生、それから中学校は1年生ということで、そこに算数、数学で充てていき、今、少人数学習指導員を配置しておりますので、それとあわせて学力の向上を図っていこうと考えております。

対する学習支援員のほうは、小学校に各学校1人、これは教員免許を持たない者、各学校の実態に応じまして学年に配置をしていって、要するに今、学校が困っている、例えば授業を飛び出してしまうお子さん、それから授業中なかなか落ちつかないお子さん等に対応ができるような形にしていきたいと考えております。

S S Wです。S S Wは、今現在、面接が終わって、私立のフリースクールで相談員をしていた方を、今後、配置したいと考えております。中学校の進学に対しても非常に詳しい方なので、サポートルームと連携をしながら、やがて学校のほうを1学期中に全校、サポートルームの主任指導員、それから統括指導主事と一緒に回って、各学校の課題のある点について情報収集した後、学校から要請があった場合には、要請訪問ということで配置をしてまいります。また、学校とのコミュニケーションができましたらば、最初は教員と一緒に家庭訪問する。だんだん人間関係がとれてきましたら、例えば学校の教員がいなくても訪問していただいて、9年間を通して子どもの問題行動に対応していきたいと考えております。

す。

以上です。

○鈴木委員長 わかりました。

ただいま説明をいただきましたが、なお、もう少し詳細に知りたいという方がいらっしゃいましたら、直接事務局のほうに伺って説明をいただければ良いかと思えます。よろしくお願いします。

質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第 8、第 4 号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第 4 号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決めます。

◎非公開会議の宣告

○鈴木委員長 ここで会議の非公開についてお諮りいたします。

日程第 9、第 5 号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免については、人事案件であることから会議を非公開としたいと思いますが、これに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○鈴木委員長 賛成者全員。よって、会議は非公開といたします。

さらに、本日の会議録及び会議資料の取り扱いにつきましてお諮りいたします。

本案の会議録及び会議資料につきましては、平成27年4月1日までの時限秘としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、そのように取り扱いをいたします。

ここで関係者以外の退場をお願いします。

（該当者退場）

◎日程第 9 第 5 号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について

○鈴木委員長 日程第9、第5号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第5号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、人事案件であります。平成27年3月20日付で内示がございましたので、ご説明申し上げます。

まず、中央公民館長の福島啓二が、3月31日付、退職のため、市長部局へ出向いたします。また、学校教育部参事兼指導室長事務取扱の石井卓之が東京都に帰任いたします。新しく教育委員会に出向となり、任命する者としまして、東京都からの派遣で岡田博史が学校教育部参事兼指導室長事務取扱になるものであります。また、尾又恵子が中央公民館長になるものであります。

教育委員会内部異動者としまして、学校教育部副参事、教育施設担当兼学校教育課施設係長事務取扱の中橋健が、兼学校教育課施設係長事務取扱を解き、学校教育部副参事、教育施設担当となり、村上敏彰が社会教育課長に兼ねて主査、生涯学習推進計画等担当事務取扱になるものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第9、第5号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第5号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について、本件を承認と決します。

ここで会議の非公開を解きます。退場者の入場を認めます。

(該当者入場)

**◎日程第 10 第 6 号議案 東大和市教育委員会教育長に対する事務
委任等に関する規則の一部を改正する規
則**

○鈴木委員長 日程第10、第 6 号議案 東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第 6 号議案 東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

今回の改正は、第 2 条の教育長に委任する事務及び第 4 条の教育長の専決事項に係る根拠条項を明確化し、より適正な事務の執行に資するために所要の改正を行うものであります。

内容につきましてご説明申し上げます。

議案書をご覧ください。

本規則の第 2 条第 4 号中に「(管理職以外の職の任免(臨時的任用を含む。))及び嘱託員の委嘱に関することを除く。)」を加えるものであります。

次に、第 4 条第 1 項第 3 号に、「管理職以外の職の任命(臨時的任用を含む。))及び嘱託員の委嘱に関すること。」を加えるものであります。

また、同条同項第 6 号に、施設の使用許可等に関する旨を加えるものであります。

附則であります、この規則は、公布の日から施行するものであります。

なお、資料としまして新旧対照表をご用意いたしましたので、ご参照ください。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第10、第6号議案 東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第6号議案 東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について、本件を承認と決めます。

◎日程第11 第7号議案 東大和市立学校学校医の委嘱について

○鈴木委員長 日程第11、第7号議案 東大和市立学校学校医の委嘱について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

○真如教育長 ただいま議題となりました第7号議案 東大和市立学校学校医の委嘱についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

現在委嘱しております学校医の任期が、平成27年3月31日で満了いたしますことから、新たに平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間の任期で委嘱するものであります。

委嘱する学校医の方々は、名簿のとおりであります。

名簿の中の1、学校医につきましては、第四小学校の安藤隆夫氏、第七小学校の廣澤浩氏及び第三中学校の横山滋彦氏以外の方々は再任となっております。

なお、第四小学校の安藤隆夫氏は第三中学校からの、第七小学校の廣澤浩氏は第四小学校からの転任となっております。第三中学校の横山滋彦氏は新任となっております。

次に、学校眼科医につきましては、全員再任であります。有山序子氏は第四中学校、岡本晴彦氏は第七小学校を、高橋順氏は第十小学校を新たに兼務するものであります。

また、3、学校耳鼻科医につきましては、全員再任となっております。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第11、第7号議案 東大和市立学校学校医の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第7号議案 東大和市立学校学校医の委嘱について、本件を承認と決めます。

◎日程第12 第8号議案 東大和市立学校学校薬剤師の解嘱について

◎日程第13 第9号議案 東大和市立学校学校薬剤師の委嘱について

○鈴木委員長 日程第12、第8号議案 東大和市立学校学校薬剤師の解嘱について、日程第13、第9号議案 東大和市立学校学校薬剤師の委嘱について、以上2件は関連がありますので一括して議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第8号議案 東大和市立学校学校薬剤師の解嘱について及び第9号議案 東大和市立学校学校薬剤師の委嘱についてにつきまして、一括して提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

第8号議案及び第9号議案ともに、第五中学校の学校薬剤師の交代に関するものであります。

第五中学校の学校薬剤師である小川裕己氏から、一身上の都合により任期途中での辞職願が提出されましたことから、平成27年3月31日付で解嘱することとし、後任に第五中学校に清水正子氏を新たに委嘱するものであります。

任期につきましては、残任期間であります平成27年4月1日から平成28年3月

31日までであります。

なお、清水正子氏は、現在、第一小学校及び第一中学校の学校薬剤師であり、第五中学校の学校薬剤師を兼務することとなります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第12、第8号議案 東大和市立学校学校薬剤師の解嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第8号議案 東大和市立学校学校薬剤師の解嘱について、本件を承認と決めます。

引き続きお諮りいたします。

日程第13、第9号議案 東大和市立学校学校薬剤師の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第9号議案 東大和市立学校学校薬剤師の委嘱について、本件を承認と決めます。

◎日程第14 第10号議案 東大和市立第三中学校の通級指導学級の設置について

○鈴木委員長 日程第14、第10号議案 東大和市立第三中学校の通級指導学級の設置について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第10号議案 東大和市立第三中学校の通級指導学級の設置についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げ

げます。

現在、市立第二中学校に情緒障害等通級学級を設置しておりますが、通級利用の生徒数が毎年30人を超え、4学級での学級運営が続いております。潜在的な通級による指導を必要とする生徒数の増加傾向と、通級指導学級の適正規模、適正配置に対応した環境整備を目的として、中学校に新たに通級指導学級を設置することにつきまして、平成27年第1回市議会定例会におきまして、平成27年度一般会計予算が可決されましたことから、ご提案を申し上げます。

内容についてご説明申し上げます。

議案書をご覧ください。

新たに設置する中学校の選定に当たっては、既に市内設置校である第二中学校との位置関係及び確保できる教室数を考慮し、第三中学校を選定いたしました。設置する障害種別については、第二中学校と同じく情緒障害等通級指導学級を設置するものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第14、第10号議案 東大和市立第三中学校の通級指導学級の設置について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第10号議案 東大和市立第三中学校の通級指導学級の設置について、本件を承認と決します。

◎日程第15 第11号議案 教育財産の取得の申出について

○鈴木委員長 日程第15、第11号議案 教育財産の取得の申出について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第11号議案 教育財産の取得の申出についてにつきまして、提案理由並びに内容についてご説明申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づき、市長へ教育財産の取得を申し出るものであります。

教育委員会では、平成24年11月に新学校給食センターを建設するとする東大和市学校給食基本計画を策定し、平成25年度に基本設計を、平成26年度に実施設計を行い、平成27年度に新築工事を着工いたします。

1の取得財産は、新学校給食センターの建物であります。

2の所在地につきましては、東大和市桜が丘2丁目142番地41であります。

この位置は、桜が丘市民広場の東側の一部であります。平成27年第2回教育委員会定例会におきまして、給食センターへの用途変更及び学校教育部への所管換えを承認していただき、手続を完了しております。

3の構造規模は、鉄骨造、地上2階であります。

4の取得期限は、平成28年9月末日であります。

5の取得理由は、新学校給食センターとしてであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第15、第11号議案 教育財産の取得の申出について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第11号議案 教育財産の取得の申出について、本件を承認と決めます。

◎日程第16 第12号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について

○鈴木委員長 日程第16、第12号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第12号議案 東大和市立学校産業医の委嘱についてにつきまして、ご説明を申し上げます。

本件は、東大和市立学校産業医2人、第一中学校産業医、市立学校衛生運営委員会産業医の任期満了に伴う更新の手続を行うものであります。

委嘱するに当たっては、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号により、教育委員会の議決を経て行うとされております。このことから、今回提案させていただくものであります。

内容につきましては、学校教育部参事兼指導室長からご説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 内容につきまして、ご説明を申し上げます。

本件は、東大和市立学校職員労働安全衛生管理規則を踏まえまして、2人の候補者に委嘱をするものでございます。委嘱期間は、平成27年4月1日から28年3月31日でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第16、第12号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第12号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について、本件を承認と決めます。

**◎日程第 1 7 第 1 3 号議案 東大和市教育委員会都費負担臨時職員
の雇用等に関する要綱**

○鈴木委員長 日程第17、第13号議案 東大和市教育委員会都費負担臨時職員の雇用等に関する要綱について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

（書記朗読）

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第13号議案 東大和市教育委員会都費負担臨時職員の雇用等に関する要綱につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、地方公務員法第22条第5項の規定及び東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例第2条の表8の項の規定に基づき、雇用する都費負担臨時職員の雇用条件等について、新規に要綱を制定するものであります。

内容につきましては、学校教育部参事兼指導室長からご説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 東大和市教育委員会都費負担臨時職員の雇用等に関する要綱について、ご説明を申し上げます。

本件は、市立学校の都費負担教職員に臨時的欠員等が生じた場合、都の交付金対象となる臨時職員を雇用するため、東大和市臨時職員の雇用等に関する要綱と異なる雇用条件について規定するものでございます。

対象の職は、学校事務職員、学校栄養職員、養護教諭となります。

勤務時間は、原則、1日、7時間45分です。

賃金は、日額で支給します。

また、広く人材を確保するため、通勤に必要な費用として通勤費を支給いたします。

附則としまして、この訓令は、平成27年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第17、第13号議案 東大和市教育委員会都費負担臨時職員の雇用等に関する要綱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第13号議案 東大和市教育委員会都費負担臨時職員の雇用等に関する要綱について、本件を承認と決します。

**◎日程第 1 8 第 1 4 号議案 東大和市教育センター設置規則の一部
を改正する規則**

○鈴木委員長 日程第18、第14号議案 東大和市教育センター設置規則の一部を改正する規則について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第14号議案 東大和市教育センター設置規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

今回の改正は、学校支援室の廃止に伴い、学校支援室の文言及び事業内容、開室時間の削除などを行うものであります。

内容につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。

学校支援室の廃止に伴い、本規則の第2条第1項第1号、第3条第2項第1号、第4条第2項及び第7条第4項の学校支援室の文言の削除及び整理を行うものであります。

また、第5条第3項第2号の「特別支援教育」を「進路指導」に改めるものであります。

附則であります、この規則は、平成27年4月1日から施行するものであります。

す。

なお、資料といたしまして、新旧対照表を用意いたしましたので、ご参照ください。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第18、第14号議案 東大和市教育センター設置規則の一部を改正する規則について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第14号議案 東大和市教育センター設置規則の一部を改正する規則について、本件を承認と決めます。

◎日程第19 第15号議案 立川市及び東大和市の図書館の相互利用に関する協定について

○鈴木委員長 日程第19、第15号議案 立川市及び東大和市の図書館の相互利用に関する協定について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 第15号議案 立川市及び東大和市の図書館の相互利用に関する協定について、提案理由並びに内容をご説明申し上げます。

平成27年7月1日より、立川市及び東大和市の図書館の相互利用を始めることとなったことから、立川市及び東大和市の図書館の相互利用に関する協定書を締結するものであります。

お手元の資料をご覧いただきたいと存じます。

内容であります。図書館の相互利用により、東大和市以外に居住している方が、東大和市の図書館を利用できる場合は、今までは東村山市及び武蔵村山市の

区域内に居住する個人の方でしたが、今後は立川市内に居住する個人の方も利用できるようにするものであります。

なお、東村山市との相互利用につきましては平成15年度から、武蔵村山市との相互利用につきましては平成24年度から実施しております。

内容につきましては、社会教育部長からご説明申し上げます。

よろしく審議賜りますようお願い申し上げます。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 それでは、相互利用に関する協定の内容につきましてご説明いたします。

資料の協定書をご覧くださいと思います。

第1条、目的であります。図書館の相互利用を実施する目的といたしまして、立川市、東大和市の両市の図書館奉仕の充実を図り、市民の自主的な学習活動の場を広げるとともに、資料の収集及び保存について相互に協力を進めて、最終的に両市民の教養の向上及び文化の発展に寄与するものであります。

第2条、相互利用に供する図書館であります。対象となる図書館は、両市が管理する各図書館となります。立川市には、中央図書館のほか、分館が8館あり、当市には中央図書館と地区館が2館ありますので、対象となる図書館は合計12館となります。

第3条、利用者であります。図書館の相互利用を行える者は、立川市及び東大和市の区域内に居住する個人とするものであります。

第4条、サービスの範囲であります。相互利用により貸し出しすることができる図書館資料は、所蔵資料に限るものとし、貸し出しできる図書等の種類及びサービスの範囲は、別に定めるところであります。

第5条、相互利用の方法であります。この協定に定めるもののほか、両市の図書館に関する条例や、規則等の定めるところによると規定したものであります。

第6条、個人情報の保護であります。両市の個人情報の保護に関する条例や、規則等の定めるところにより、利用者の個人情報の保護に努めなければならないと規定したものであります。

第7条、連絡会議であります。図書館の相互利用を円滑に実施するため、必要に応じ担当者による連絡会議を開催することを規定したものであります。

第8条、協議であります。協定に規定していない事項や協定に疑義が生じた

場合は、その都度、両市で協議して定めると規定したものであります。

第9条、効力の発生であります。この協定の効力は、平成27年7月1日から生じると規定したものであります。これにより、立川市と東大和市の相互利用は、平成27年7月1日、水曜日から始まることとなります。

次のページの立川市と東大和市の図書館の相互利用に関する図書等の種類及びサービスの範囲にかかる確認書をご覧くださいと思います。

これは協定書の第4条のサービスの範囲におきまして、別に定めるとしたもので、サービスの内容を確認するため、別紙に一覧表としてあらわしたものであります。

1枚おめくりいただきまして、相互利用に関する図書等の種類及びサービスの範囲をご覧くださいと思います。

サービス内容等の上から4番目、貸出冊数などありますが、立川市では、相互利用の利用者は、立川市民の半分と規定をされていることから、図書・雑誌は5冊以内、視聴覚資料は1点となっております。当市では、東大和市民と同様、合計12点までとなっております。

また、一番下の予約、リクエストであります。立川市は不可となっておりますが、当市では東村山市、武蔵村山市との相互利用者と同様に、所蔵資料のみ可といたしました。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第19、第15号議案 立川市及び東大和市の図書館の相互利用に関する協定について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第15号議案 立川市及び東大和市の図書館の相互利用に関する協定について、本件を承認と決めます。

◎日程第20 その他報告事項

○鈴木委員長 日程第20、その他報告事項を行います。

報告事項1、東大和市立学校の通級指導学級及び特別支援学級の通学区域等に関する基準の変更について、本件の報告をお願いいたします。

学校教育課長。

○岩本学校教育課長 資料、その他報告1です。こちらにつきましては、先ほど第10号議案の中で、第三中学校への通級指導学級の設置についてご承認いただいたところですが、それにかかわる通学区域の基準につきましては、資料の一覧の別表となっているところです。

中学校の中に、種別としては、通級指導学級がございまして、さらに情緒障害等という施設の種類ですね、そこに平成28年度からの開設でございしますが、第三中学校に設置できるということで、これまで第二中学校が、第一中学校から第五中学校まで、5校分を対象としていたところを、第三中学校の学区域に近いところで、第一中学校、第三中学校というものに分けて、対象校にするということです。実際の工事等は、27年度に始まりまして、開設は28年度ですが、既に4月になりますと就学相談が始まりまして、新小学校6年生ですとか、新中学校1年生、2年生の在籍児童・生徒につきましては、保護者も含めて今後このように変わっていくということを事前に伝えるために、今のうちから改正するというものです。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項2、平成27年度東大和市立小・中学校入学式告辞(案)について、本件の報告をお願いいたします。

指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 平成27年度東大和市立小学校及び中学校の入学式の告辞についてでございます。

前回の教育委員会後には、特にご意見は賜っておりませんので、もしここでご承認いただければ、入学式の告辞として作成をしてまいりたいと思っています。

なお、4月3日、金曜日の教育委員懇談会において、そのものはお渡ししたい

と考えております。

よろしく願いいたします。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項 3、平成26年度東京都児童・生徒の体力検査の結果について、本件の報告をお願いいたします。

指導室長。

○石井学校教育参事兼指導室長 配付をしております資料、その他報告(3)、1ページ、おめくりください。

まず、運動しない割合ということですが、見ていただくように、昨年度と比較しまして1週間全く運動しないと回答した割合は、どの学年においても減少しております。

2番の朝食を毎日食べている児童の割合です。これにつきましては、調査が小5と中2になりますが、昨年度と比較しまして、小5、それから中2の女子は増加をしております。しかし、小5、中2の男子は、昨年度と比較して減少しております。朝食を毎日食べている割合は、小学生は約9割、中学生は8割を超えておりますが、これからも学校を通して働きかけを進めてまいりたいと思っております。

1ページ、おめくりください。

テレビの視聴時間です。テレビを3時間以上見ている割合ということで、これは本市の大きな課題だと捉えております。小5、女子は昨年度と比較しまして減少しましたが、やはり依然として東京都と比べまして2.5ポイント以上の平均を上回っております。中学生につきましては、男女とも3割を超える生徒がテレビを3時間以上見ているとなっております。また、次年度の課題としていきたいと思っております。

それから、4番の携帯電話を3時間以上使用している割合というのは、これは平成26年度から初めて調査が始まった項目となります。ご覧のように、やはりこの項目につきましても、東京都の平均を上回っている実態があります。特に中学校2年の女子については、3割を超える生徒が3時間以上使用しているというこ

とがありますので、次年度、新たな対策を講じていかなければいけないと考えております。

1 ページ、おめくりください。

これは小学校の各学校ごとの結果となりますが、黒く網がけしたものが東京都の平均を超えているものとなります。見ていただいてわかるように、三小、四小、九小が成果を出しております。三小、九小は、それぞれカードや、いろんな体育において使えるものを使用したり、家庭と連携して運動に取り組んでいることが成果を上げております。四小に関しましては、休み時間の芝生の活用が非常に盛んになってきていることが、その一因だと考えております。また、この成果につきましては、各学校に戻していきたいと思っております。

1 ページ、おめくりください。

中学校です。中学校は、やはり五中がなかなか平均を上回らない。実は、第五中学校は部活動参加率が非常に低かったということで、今年度、大分増えてきましたけれども、まだまだ少ないので、そのところの改善を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

ちょっと室長にお尋ねですけれども、この第五中学校の網かけが1つもないというのは、特徴があらわれているという感じがするのですけれども、これは体力だけの問題ではないでしょうね。何か学校へ行ってみると、生徒が少し積極性が足りないというか、無気力というような感じを受けることもありますけれども、何か思い当たることございますか。

指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 私が着任したときには、実は部活動の退部率が非常に五中は高かったのです。4月当初には、1年生、特に新しい部活に入っていたのですが、それが1年間、終わるまでに非常に多くの割合の子どもたちが退部していました。ただ、そこについては学校が大きな課題として、今年に関しましては、その当初に比べると激減しております。皆さん、入った子どもたちは1年間、部活動を通してやっていくので、これから成果があらわれてくるのかなというところは感じております。

あともう一点ですが、学習に関しましても、今確かに第五中学校、生活に課題のある子もいるのですが、本年度、３年生の都立入試に関しましては、推薦で非常に上位校に入ったお子さんもたくさんいます。また、学校が決まらないお子さんは今回ゼロです。今後、さらなる伸びが期待できるところです。

以上です。

○鈴木委員長 期待しております。

質疑を終了いたします。

これで、その他報告事項を終了いたします。

◎閉会の辞

○鈴木委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了いたしました。

これをもって、平成27年第３回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 ３時４２分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会委員長 鈴木 敏彦

会 議 録 署 名 委 員 武石 修一郎